

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和3年3月11日（木）

開 会（午前9時0分）

植竹委員長

審査に先立ち、議案第23号「所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策
定委員会条例制定について」及び請願第1号「市道1-403号線、通称
七曲り通りの通学路を使って松井小学校へ通学している児童の安全対策
を願いたき件」について現地調査を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩（午前9時1分）

（※休憩中に議案第23号及び請願第1号について現地調査を行う。）

再 開（午前10時35分）

【議 事】

○議案第10号「所沢市パークゴルフ場の指定管理者の指定について」

【補足説明】

千葉教育総務
部長

改めまして、所沢市パークゴルフ場で発生しました空き巣被害につきまして、皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

昨年11月の事件を教訓に、教育委員会といたしましては、様々な再発防止策を講じてまいりました。坂之下自治会としましても改善をしてまいりましたが、再びこのような被害を受けました。しかも前日に委員会で採決をいただきながら、このような事件が起きてしまいましたことに関しまして、これからお配りします資料に再発防止策を改めてお示しして、二度とこのようなことが起きないように、これから努めてまいります。

坂之下自治会としても、今回の被害に屈することなく、スタッフ一丸となって取り組むということを確認いたしました。

つきましては、これからのご審議につきまして、どうぞよろしくお願ひします。

植竹委員長

資料を配布してよろしいか。

(委員了承)

植竹委員長

また、資料については、後ほど委員以外の議員にも配布してよろしいか。

(委員了承)

植竹委員長

またこの資料を傍聴者にも配布し、回収することによろしいか。

(委員了承)

植竹委員長

それでは、ただ今配付しました資料の詳細について、説明をお願いします。

千葉教育総務
部長

今、お配りいたしました、所沢市パークゴルフ場の空き巣被害に伴う再発防止策でございますが、今回、教育委員会としての対策、並びに坂之下自治会としての対策をそれぞれまとめましたので、資料を読み上げさせていただきます。

教育委員会としての対策といたしましては、機械警備、警報ボタン、警報灯などの設置、今回は機械警備がなかったということが、犯人が犯行に及んだ大きな要因と考えていますが、こちらの予算は令和3年度の予算に計上しておりますけれども、徹底した再発防止に取り組みます。

2点目、警察へ防犯パトロールの強化を依頼するとともに、犯人検挙に向けた捜査へ協力してまいります。我々も再三にわたりまして、事件の後、警察へ出向きまして、1日も早い犯人の逮捕をお願いしてまいりました。

警察としても今回の事件を大変、重く見ているということで、これまで所沢警察署だけで行っていた捜査を、埼玉県警本部も入って一丸となって

捜査するので、これだけは市議会の皆様にお伝えくださいということを申し付けてまいりましたので、お伝えさせていただきます。

3点目、坂之下自治会と連携しパークゴルフ場の適正な管理運営に努め、また、適宜、助言、指導を行ってまいります。

続いて、坂之下自治会からの対策でございます。

1点目、死角が生じないように防犯カメラを増設するとともに、今回、モニターが盗まれましたので、モニターは事務所の外に設置する対策を講じてまいります。

2点目、赤外線センサーと警報器を連動させた設備を施し、侵入行為そのものを防止します。

3点目、今回、自治会スタッフの給与が盗難されてしまいましたが、スタッフの給与は、現金払いから振り込み支給に変更し、事務所内に現金は保管しません。

4点目、防犯訓練、防犯研修会を開催し、日頃から防犯への心得と意識を高めます。以上でございます。

【質 疑】

矢作委員

地域密着型として、坂之下自治会と業務委託契約を結んで、受付とコース整備を合わせて業務委託し運営してきているが、この度の事件があり、業務委託から指定管理者変更に当たり、市として坂之下自治会にどのような点で重点強化を求めたのか。

千葉教育総務
部長

また、事件における責任の所在については、どのように考えるのか。

この度の事件を受けまして、改めて、坂之下自治会へは夜間や休業日には事務所内に現金を保管しないこと、そして、機械警備の導入や警報灯の設置など、防犯対策の強化策を求めました。

教育委員会といたしましては、可能な限り対策を講じて再発防止に努めてまいりました。

しかしながら、再び、このような事件が発生したことに対しまして、市議会議員の皆様、そしてなにより、パークゴルフ場利用者の方々に対しまして、ご迷惑とご心配をお掛けしたことは大変申し訳なく思っております。

また、坂之下自治会は業務委託契約に基づく業務の履行に関しましては、特段の過失があるものとは考えておりません。しかしながら、結果として、再度、金銭の盗難がありましたことから、再発防止に向けた指導を徹底してまいりたいと考えております。

矢作委員

今後、受託する団体に、防犯上、問題が発生した場合は、市直営での運営が求められてくると考えるが、この点については、どのように考えるのか。

千葉教育総務

今後、管理上の不備によりまして、指定管理者として継続することが適

部長 当でないとは判断した場合は、地方自治法第244条の2の規定によりまして指定を取り消すものとし、教育委員会が運営を行っていくものと考えております。

矢作委員 業務委託をしていた時に、坂之下自治会へのチェック項目とその評価をどのようにしてきたのか。また、チェックは毎年行われていたのか。

千葉教育総務部長 毎月提出されます業務日報によりまして、適正に業務を行っていたことを確認しております。これについては誠実に業務を履行していたと評価しております。

矢作委員 この度の事件において、犯人物が指定管理者とする内部の人物の場合と、外部の人物の場合、それぞれ対応をどのようにすると考えているか。

千葉教育総務部長 万が一、指定管理を請け負うスタッフが犯人であった場合は、指定管理者の指定を取消すべきものと考えます。

それ以外の人物が犯人であった場合は、坂之下自治会は盗難事件の被害者であるため、処分の対象にはあたらないものと考えます。

参考までに、現時点におきまして、スタッフの中から警察の取り調べを受けた者はいないと聞いております。

矢作委員

昨年11月に事件を受けて、管理事務所に現金を置かないということになっていたかと思うが、なぜ、新たに金庫を購入したのか。

千葉教育総務
部長

昨年11月の事件に際しましては、使用料の管理に手提げ金庫を使用していたこと、数日分の使用料を保管していたことなど、市側の設備不足や現金の管理方法の指導が甘かった反省を踏まえまして、耐火金庫の設置などの対応と、使用料は翌日に金融機関に毎日入金するよう指導したものでございます。

この度の事件を受けまして、かなり頑丈な耐火金庫でさえ壊され、盗難を防げなかったことから、今後は、再発防止のため現金は置かないことを指導したものでございます。

矢作委員

昨年11月10日、管理事務所にて施設使用料が盗まれる被害があり、令和2年第4回定例会に提出を予定していた同じ議案を取り下げた経緯がある。今回も同じ事案が発生している中で、なぜ、今回は議案の取り下げを行わないのか。

千葉教育総務
部長

前回の事件では、現金の保管状況や入金処理方法に不備が見つかったため、坂之下自治会への指導、改善が必要であること。また、次の被害を防ぐために防犯対策の強化を急ぐ必要があることを踏まえまして、令和2年第4回定例会への議案提出を急遽見送りました。

今回は、前回の事件を受けて、再発防止策を講じたものでございます。

結果として盗難を防ぐことは出来ませんでした。坂之下自治会の業務遂行においては特段の不備はなかったことから、議案を取り下げる必要はないものと判断いたしました。

【質疑終結】

休 憩（午前10時50分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時40分）

【意 見】 な し

【意見終結】

【採 決】

議案第10号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第10号「所沢市パークゴルフ場の指定管理者の指定について」
に対する付帯決議について

植竹委員長

矢作委員より付帯決議が出されたので、趣旨説明を願います。

矢作委員

議案第10号「所沢市パークゴルフ場の指定管理者の指定について」に対する付帯決議案の朗読をもって提案理由といたします。

議案第10号「所沢市パークゴルフ場の指定管理者の指定について」を市民文教常任委員会において3月1日に審査を行い、全会一致で可決した。

しかしながら、審査終了後、3月2日に所沢市パークゴルフ場管理事務所に今年度2度目となる空き巣被害が発生した。

市教育委員会は、昨年11月に発生した事件後、耐火金庫の設置や金融機関に毎日入金する指導を行ったところであるが、このような事案が起こった。よって、市民文教常任委員会は再審査を行い、付帯決議を付すことにする。

以下、決議とする。

記

市教育委員会は、昨年11月10日及び本年3月2日と度重なる事件を教訓とし、再発防止策を早急に実現し、管理運営上に不備等があった場合は、指定管理者の指定取り消しを含めた厳正な判断を行うこと。

また、指定管理者の今後の対策に対して、確認と指導を徹底すること。

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第10号については、全会一致、付帯決議を付すことに決する。

休 憩（午前11時43分）

（説明員交代）

再 開（午前11時44分）

○議案第23号 所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策定委員会条例
制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

大石委員

議案資料ナンバー2の163ページには本事業は寿町に所在する秋田家住宅の整備及び保管中の中心市街地の歴史的建造物の部材復元を進め、その活用を図るものである。郷土の歴史文化の情報発信及び様々な活動を展開することで、ふるさと所沢への愛着と理解を深め、地域の活性化や回遊性向上を図ることを目的とすると記載されていて、この議案と関連するところなので、この目的を達成するために質疑を行っていきます。

計画や構想ではなく基本方針にした理由はなにか。

肥沼文化財保
護担当参事

計画と方針の違いでございますが、計画の方が事業をより具体的に実現されるかたちで想定しているものと理解しております。今回の基本方針の策定後、翌年から基本設計、実施設計と進め、その後2年をかけて工事を予定しております。したがって、基本方針の策定後、施設を整備公開するまで4年を要することと見込んでおります。4年後の取組みにつきまして、計画という事で具体的な詳細まで決めておくことで、実際の活用にあたって、計画が制約要因になりますので、柔軟な運用を阻害する可能性も考えられます。今回の事業につきましては、街づくり計画部で進める「都市拠点土地利用デザイン推進事業」における拠点の候補地として位置付け

られる可能性が高く、街づくり計画部とも連携しておりまして、実際の活用にあたりましては、小さな社会実験であったり、関係者の巻き込みなどを図りながら、柔軟な取り組みを進めつつ、活用方法を探ってまいります。

そういった意味も含めると、現時点では基本方針という定め方をすることが適切というような考え方をしています。実際にこういった事業を進める場合、他市町村でも基本方針という形で大きな方向性を定めつつ、徐々に具体化を進めるような方法が適切と考えているところでございます。

大石委員

文化財保護の基本的な考え方は保存と活用だと思う。この文化財の活用にはとても広い意味がありまして、様々な活用方法があると思っている。改めて確認するが、文化財保護の基本は保存と活用だと思うが、認識を伺いたい。

肥沼文化財保護担当参事

当課としてもそのように認識しております。

大石委員

議案資料ナンバー2の163ページに記載された事業名は歴史的建造物整備活用事業だが、条例名は所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策定委員会条例となっている。なぜ条例には事業名に用いられている「活用」の言葉がないのか。

肥沼文化財保
護担当参事

先ほど説明いたしました点とも重なりますが、今回、策定委員会では活用も想定した整備ということで進めてまいりますが、第一義的に重点を置いて取り組む点は整備です。活用について記載することが、その後の柔軟な活用や運用の検討を妨げることも考えられます。そのことも踏まえ、実際の委員会の性格として整備という言葉に重点を置いた名称が適切だと考え、進めてまいりました。議員ご指摘の活用は、まちづくりに必要な視点と考えておりまして、その点は事業概要調書のほうでも地域の活性化や回遊性向上と強調しておりまして、街づくり計画部や産業経済部と連携を密に取りながら進めてまいります。

大石委員

島田議員への答弁の中で寄付者のご意向という発言があったが、それはどのようなことか。

千葉教育総務
部長

私が発言した内容では寄付者のご意向ではなく、寄付に至った経緯を尊重して整備してまいりたいとお答えしました。これは、なぜ所沢市が秋田家の敷地や建物を取得するに至ったのか、その経緯や目的をしっかりと踏まえた上で、整備活用を考えていくというところでの発言です。

大石委員

確認だが、寄付者と協議されたこれまでの経緯ということか

千葉教育総務
部長

そのとおりです。

大石議員

寄付していただいた経緯を踏まえて、秋田家住宅を文化財として保全と活用を行っていくということによろしいか。

肥沼文化財保
護担当参事

そのとおりです。

大石委員

追加資料6ページには、寄付に関わる条件はなしと表記されている。この議案はみんなのアイデアコンテストをきっかけにしているそうだが、寄付者のこれまでの経緯が強くなってしまうと、負担付きの寄付になり条件が付されることになると思う。地方自治法から言えば、負担付き寄付については議会の承認が必要なのではないかと思うが、そのようにならないのか確認したい。

肥沼文化財保
護担当参事

制約にはならないものと考えております。

大石委員

もう一度確認するが、寄付に関わる条件はなしなのか、この議案がみんなのアイデアコンテストをきっかけにしているとしても、所沢市が秋田家住宅を

文化財として今後、保存と活用していくことで、寄付者のこれまでの経緯や意向に応えることになると思うが、そのような認識でよいか。

肥沼文化財保護担当参事

そのとおりです。

大石委員

基本方針策定委員会はみんなのアイデアコンテストをきっかけにしているが、これから作成されていく伝統的建造物整備基本方針を策定していく初期段階からアイデアコンテストの提案内容を前提とするのではなく、アイデアコンテストの内容はゼロベースであり、新たに調査及び審議していくということよろしいか。

肥沼文化財保護担当参事

そのとおりです。

大石委員

以上の点から考えると、寄付者やアイデアコンテスト提案者が基本方針策定委員会に関わらないことになると思うが、いかがか。

肥沼文化財保護担当参事

策定委員会のメンバーとしては関わりません。ただし、今回の事業の場合、広く市民から意見を求めたいと考えておりますので、場合によっては市民のワークショップですとか、関係者へのヒアリングを行うことも考え

られます。多くの市民の意見の一つとして意見を伺うことが生じることは否定できません。

大石委員

秋田家住宅は中心市街地活性化拠点施設「井筒屋町造商店」として使用されていた経緯と時期、活動計画はどのくらいだったか。また、当時の所沢市の所管課と運営組織、そして運営経費はどれくらいだったか。

肥沼文化財保護担当参事

経緯としましては、当時の商工労政課や青年会議所で蔵などを活用したまちづくりの機運がございまして、秋田家の活用が始まったものと理解しております。実際の開店が平成17年1月でございまして、終了したのが平成20年3月ですので、期間としますと3年3か月です。運営の形としましては、所沢市と商工会議所で分担金を負担しまして、商工会議所が運営をする施設となりました。運営の経費につきまして、初年度の所沢市分担金としましては、545万2,000円です。

大石委員

井筒屋町造商店ではどのような事業やイベントが開催されていたのか。大勢の人が集まる事業やイベントはなにか。

肥沼文化財保護担当参事

井筒屋町造商店の事業では大きく2つに分かれていまして、自主企画と貸しスペースです。自主企画と申しますのは、ボランティアがこのような事業を進めるということで、企画しまして開催するものです。貸しスペース

スは場所を貸し出して、基本は民間の方に利用していただく事業です。その中で、イベントはお話し会と申しまして、特定テーマの講演会であったり、ミニコンサートということで音楽を聴いていただく会を開催しておりました。自主企画で人気のあったものは、3月には雛人形の企画ですとか、区切りの良いところで、開店2周年企画というのはもっとも集客の多かった企画です。また、ジュレップスのデビューの記念展などの事業がありました。

貸しスペースにつきましては、一番初めに行ったのが寺尾美音さんの「着物とTシャツの展 天の虫」が始まりで、どんどんと貸しスペースも広がってまいりまして、2年目、3年目と貸しスペースが定着しました。貸しスペースで人気があったものとしては吊り雛であったり、はがき絵であったりとか、年末には人形協会の方に借りていただいて、羽子板市のようなことも定例的に開催しております。

大石委員

井筒屋町造商店は評価の高かった施設だったと思う。ですから活動の継続が望まれ、現在でも中心市街地活性化拠点施設常呂澤町造商店として同じ銀座通り商店街に移転して活動しており、多くの事業が展開されている。では、なぜ秋田家住宅では井筒屋町造商店の活動が継続されなかったのか。

肥沼文化財保

建物の所有者の意向と実際の運営に考え方の相違がありましたので、延

護担当参事

長することができなかつたものです。

大石委員

教育委員会で秋田家を公開した回数と各回の参加者について伺いたい。

肥沼文化財保

今まで文化財保護課主催で8回公開させていただきましたので、その日

護担当参事

時と参加者について説明いたします。1回目が平成28年5月27日(土)510人で、8回の中で最多人数です。2回目が平成28年11月13日(日)370人、3回目が平成29年6月11日(日)200人、4回目が平成29年11月12日(日)230人、5回目が平成30年6月3日(日)400人です。6回目が平成30年10月21日(日)250人です。7回目が令和元年6月16日(日)290人です。8回目が令和元年11月3日(日)200人でございます。このうち、5回目が400人と増加しておりますが、東京新聞で公開することがPRされたためと理解しております。

大石委員

最初は500人と多かったが、200人程度に減少していることが分かった。ところざわ祭りでは寿町の会場として利用されてきたが、文化財として市有施設となっても同様の利用がされるのか。

肥沼文化財保

利用したいという申し入れがあれば検討いたします。

護担当参事

大石委員

一般的に教育委員会の施設でも金品物販のやり取り、飲食や酒類の提供は可能か。

肥沼文化財保

可能と考えております。

護担当参事

大石委員

秋田家住宅などの織物の商売を営まれていた歴史を伝える建物だが、商売をされていたので金品物販をやり取りする建物で、このことが秋田家住宅の歴史の大部分である。また、ところざわ祭りで会場を利用された時には飲食、特にお酒が提供されている場所なので、金品物販や飲食、飲酒もこの建物と人間の営みの歴史である。金品物販のやりとり、飲食や酒類の提供もされる施設であると考えているが、現段階での見解を伺いたい。

肥沼文化財保

策定委員会では幅広く検討していただくと考えておりますので、そういった可能性についても検討されるものと考えております。

護担当参事

大石委員

事業費は基本設計・実施設計が終わらないと積算できないと答弁されていたと思うが、追加配布された資料の8ページには対象地は市有地との交換、建物を寄贈することにより多額の財政負担を回避すると明記されている。しかし、今日現場を視察して施設整備や維持管理費、運営費などに

は少なくとも数億円の整備事業費が必要になると思われる。どのくらいの事業費が必要なのか、概算でも算出していないのか。

肥沼文化財保護担当参事 そちらにつきましては、部長の答弁にもございますが、現時点では難しいものと理解しております。

大石委員 策定委員会の男女比や年齢別構成の目標はどのように考えているのか。

肥沼文化財保護担当参事 委員の構成については女性1人が確定しておりますが、今後、各団体からの代表ということですので、男女を指定することは難しいと考えますが、できるだけ女性の比率を高めていくことが好ましいと考えております。また、年齢別構成についても高齢者ばかりではなく、まちづくり関係の研究者は比較的若い方に参加していただけると考えております。

大石委員 基本方針にはどのようなことを盛り込む予定なのか。

肥沼文化財保護担当参事 基本方針は将来的な活用を踏まえた整備の方向性や、整備方針の中である程度経費の概算であったり、運営の方向であったりを細かい活用方法というよりも柔軟な形での活用を踏まえた整備と考えております。

大石委員 基本方針には事業費や設計費、維持管理費、運営費などを検討するのか。

肥沼文化財保
護担当参事

設計費や工事費については当然含まれると思います。また、運営費等についてもできるだけ盛り込むことが好ましいと考えておりますが、そういった数値が実際の具体的な事業を踏まえて、確実な形で積算されるべきだと思っております。数値が机上のものになってはいけないと考えておりますので、様々な事例も参照しながら、できるだけ盛り込むように努めたいと思っております。

千葉教育総務
部長

今回はあくまでも基本方針を定めるということで、考え方としましては基本方針はどのような方向で整備していくのが基礎となります。寄付の経緯や市が取得した経緯を踏まえたうえで、どのような方向で整備をするのが好ましいのかを、様々な立場の方に2年間かけて議論していただきたいと考えております。この先に、基本方針を踏まえた上での設計であったり、事業費の積算であったり、維持費については、整備をする段階で秋田家住宅は曳家をすることが望ましいのか、あるいは解体をして再度立て直しをすることが好ましいのかということも、これから専門的な立場での調査であるとか分析を踏まえなければ、例え概算だとしても現実と乖離した金額になってしまいますので、現段階では概算の金額を申し上げられません。また、基本方針というのはあくまでも方向性ですので、設計費や事業費となりますと、もう少し専門的な立場の方に関わっていただくほうが、より望ましいと考えております。

大石委員 基本方針を策定した後に、基本計画のような計画を策定する予定なのか。

千葉教育総務 事業概要調書に令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計と位置付けております。基本方針を踏まえた上での基本設計というところで、かなり具体的なものがお示しできると考えております。

大石委員 この策定委員会が令和4年度末までではなく、基本設計が終わるまでであったほうがよいのではないかと。基本設計が終わった段階で方針と概算の事業費が決まってくるような状況が最も望ましい計画ができると思うが、どうか。

千葉教育総務 方針があつての計画と順序だてを考えております。他の自治体の整備の手法と大きく変わらないと思いますので、基本的にはそれを踏まえた上で、様々な事例を研究できる余地がありますので、そういった手法や例を踏まえた上で行っていきたいと考えております。

大石委員 いつから議論しているのか。アイデアコンテストに基づいて始めたことなのだから、寄付を受けて初めてというわけではないのではないかと。今まで何をしていたのか。

千葉教育総務 部長	寄付を受けることが決まったのは、そんなに昔ではありませんので、そこからどのように整備していくかということはこれから煮詰めていくものですので、正直まだ白紙の状態です。
大石委員	都市計画課や市街地整備課、所沢駅西口土地区画整理事務所との連携について、説明していただきたい。
肥沼文化財保 護担当参事	都市計画課とは随時色々な面で相談しております。都市計画課で進めているランドデザイン的な位置づけの一つの拠点として、こちらの整備を一緒に考えながら進めていきたいと考えております。
大石委員	産業経済部との連携についての考えはどうか。
肥沼文化財保 護担当参事	産業経済部とは特に商業観光課との関係を中心に連携しております。
大石委員	文化芸術振興課の行っている音楽のあるまちづくりや市民との連携についてはどうか。
肥沼文化財保	現時点では文化芸術振興課とは直接話をしておりませんが、今後検討す

護担当参事 　　る中で連携も考えたいと思います。

大石委員 　　どのくらいの来場者があるとか、地域の活性化や回遊性向上が実現する
と考えているのか。基本方針にも予想される来場者について、調査及び審
議されるべきと思われるかどうか。

肥沼文化財保 　　具体的にどれくらいの人数が活性化と言えるのかは現時点では分かり
護担当参事 　　ませんが、具体的な数値を見込むためには、市の職員を中心とした検討ば
かりではなく、場合によっては民間のコンサル等の支援を受けることも検
討していきたいと思います。また、街づくり計画部でも大きな計画を進め
てまいりますので、そういった中で数値についても考えるよう努めたいと
思います。

大石委員 　　この方針で、どのくらいの人数を呼びこむということが目的に合致して
いくのかを書き込むのか伺いたい。

肥沼文化財保 　　できるだけそういった方向で進めたいと思います。

護担当参事

大石委員 　　事業の実施では所管部署との情報共有を図り、事業費の規模や整備にお
ける財源確保など、今後の財政運営に支障がないよう調整を図っていけれ

ばと考えておりますとの林財務部長の答弁があったが、歳入の確保や各部署の関連する補助金や交付金の歳入確保について、どのように取り組まれるのか。

肥沼文化財保護担当参事 各部と連携する中で、それぞれの部の立場で活用可能な補助金等の可能性を探りたいというのが一点と、市民にとっての有効な施設として市民の理解を得ながら進めたいと考えておりますので、ふるさと応援寄付の可能性も探っていきたいと考えております。

大石委員 文化庁は文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画、文化財保存活用地域計画を市町村が定められるように法改正している。歴史を生かしたまちづくりを進めるのに自治体の取り組みに対して優先的に補助事業を採択されたり、補助がアップするような仕組みになっている。歳入の確保や、地域総がかりで取り組む必要がある所沢市歴史的建造物整備活用事業でも、この文化財保存活用計画を策定していく取組が必要だと思うが、どのように考えているか。

肥沼文化財保護担当参事 実際の計画策定で多少ハードルの高い部分もありますが、可能性はしっかり把握に努めたいと考えております。

大石委員 公民連携の手法は検討するのか。

肥沼文化財保 検討いたします。

護担当参事

大石委員

運営方法や運営組織についても検討するのか。

肥沼文化財保 検討いたします。

護担当参事

大石委員

広く民間から活用方法の意見を聴取すべきだと思いがいかがか。

肥沼文化財保 そのように努めたいと思います。

護担当参事

大石委員

多額の財政負担が予想される事業であり、所沢市議会にも所沢市の財政負担に責任がある。基本方針の策定段階において、所沢市議会への説明や意見の聴取を行うのか否かの考えについて伺いたい。

肥沼文化財保 適時に情報提供を行ってまいります。

護担当参事

大石委員

議案資料ナンバー 2 の 1 6 3 ページには他自治体の類似する政策等に川越市産業観光館（小江戸蔵里）国登録の有形文化財の旧酒蔵を保存し、改修して活用しており、物販や飲食店などが併設されている。また、青森県弘前市では、弘前市役所隣の桜の名所である弘前公園前に旧第八師団長官舎が国登録有形文化財に指定されている。この登録有形文化財は現在、スターバックスコーヒー弘前公園前店として営業されている。秋田家住宅も国登録有形文化財である。そして、旧灰屋呉服店及び旧佐野屋文具店は無指定の文化財になっている。これらの歴史的建造物は川越市や弘前市と同様の活用ができるものと認識しているのか。

肥沼文化財保護担当参事

そのように認識しております。

大石委員

川越市旧鏡山酒造は産業観光部産業振興課が小江戸蔵里を所管しており、教育委員会の所管になっていない。所沢市の伝統的建造物整備活用事業においても施設を教育委員会から市長部局へ移管することが可能だと思う。基本方針策定に際し、調査及び審議させるべきであると思うがいか

肥沼文化財保護担当参事

か。貴重なご意見として受け止めさせていただき、今後活用方法が明らかになってまいりますと、そういった議論も生じてくるものと考えておりま

す。

大石委員

最初に方針を作って、それから基本設計をして基本計画を作っていく中で、事業費を示すとのことだが、こういった事業では事業費が段々上がってくる人が多いので、財政負担として危惧している。例えば水戸市で会館を建設する際に、特等席になる場所が通路になってしまった例がある。カフェやお店をやりたいという人が、厨房がもっと広いほうが営業しやすいのかという要望は行政では分からないので、活用方法を一緒に検討して、最初の段階から設計することが、使いやすく目的に沿った地域の活性化や回遊性を向上させるための目的を早い段階から決めていかなければいけない。民間であれば1、2か月でできることでも、税金を投入するため市民の皆さんの意見も色々聞きながら進めていくので2年の時間が必要になるが、基本方針の段階から活用も含めて議論すべきだと思うが、いかが。

千葉教育総務
部長

今の段階では白紙の状態ですので、その中でどういったことができるかということは、様々なご意見をいただきながら2年間の中で議論していただき、より良い方向で立ち上げていきたいと考えております。寄贈された経緯につきましては、秋田家住宅というのは織物が栄えた時代の所沢を代表する建物であるということはベースの中に踏まえたうえで、どのような形で将来まで整備することが望ましいのかということ策定してまいり

ます。

矢作委員

第2条の中で委員会は委員8人以内で組織するとあり、公募市民や関係団体の代表者、知識経験を有する者の中で委嘱するとあるが、それぞれの内訳は何人で、どのような関係団体が想定されるのか。また、公募によるとあるが方法はなにか。

肥沼文化財保護担当参事

内訳といたしましては、公募市民1名を考えており、無作為抽出を考えております。関係団体としましては、とことこまちづくり実行委員会、所沢地域づくり協議会や地元の商店街である所沢銀座協同組合の代表者の3団体を想定しております。更に、知識経験を有する者としては4名を予定しております。そのうち2名は文化財保護委員を想定しております。その他2名は、まちづくりや地域の活性化がテーマですので、市民参加の経験が豊かで比較的若手の研究者と考えております。

矢作委員

公募市民は無作為抽出では選ばれた方は荷が重いと思うし、希望する方もいると思うが、無作為抽出とした理由はどのように検討したのか。

肥沼文化財保護担当参事

所沢市の会議の原則としまして、公募市民を含めることが好ましいということがあります。専門性につきましては、都市計画や文化財への専門性も重要かと思いますが、一般的な市民感覚も非常に重要かと思っておりますの

で、そういったものを委員会で貢献していただくためには無作為抽出が適切と考えました。また、別の委員会でも無作為抽出の市民の方が、適切な市民感覚で意見を述べていただいているという例も聞いておりますので、そのような考えを踏まえまして、無作為抽出といたしました。

矢作委員

基本方針の策定が終了した日ということで、2年間という期日も説明があったが、今考えているのいつぐらいまでには終わらせたいと考えているのか。

肥沼文化財保護担当参事

2年間での終了ということで考えておりますので、令和5年3月までにはまとめたいと思います。

矢作委員

策定が終了した日となっているが、それよりも早い段階でまとまった場合は終了するのか。それとも令和5年の3月まで継続するのか。

肥沼文化財保護担当参事

任期の終了としましては令和5年3月としておりますが、それまでに報告書ができあがった場合にはその時点までとなります。今回の検討にあたりましては、他市の事例でこういった議論が長引いたということも聞いておりますが、しっかりと中身を詰めながら集中的に行うことが重要かと考え、このような条文とさせていただきます。

矢作委員	文化財の保護ということで、秋田家住宅の周辺には文化財として価値の高いものがあるので、秋田家住宅の他に保護を検討しているものはあるか。
肥沼文化財保護担当参事	明治天皇行在所のところは、町造商店として使われておりますので、所沢市として関心の高い建物になっております。
亀山委員	第8条にこの条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとあるが、どのようなことを予想しているのか。
肥沼文化財保護担当参事	具体的な事項が生じた場合に、漏れなく検討できるようにということで、委員会を設ける際に通常入っている条文ですので、現時点では特別になにかあるわけではありませんが、今後審議の中でそういったものが生じた場合には教育委員会で定めることになると考えております。
亀山委員	第2条2項の中で(3)知識経験を有する者が4名で文化財保護の方や若手研究者という説明だったが、委員会が8名以内とすると(4)その他教育委員会が必要と認める者はどういう経緯で決まるのか。
肥沼文化財保護担当参事	内訳に関しましては事務局案ですので、実際に途中交代ということもありますので、(4)にあたる方は想定しておりませんが、今後の人選で該

当する可能性もあるということです。

休 憩（午後 1 時 4 3 分）

（※休憩中に協議会を開催した）

再 開（午後 3 時 3 5 分）

植竹委員長

議案第 2 3 号に対する質疑の途中ですが、質疑を保留とし、3 月 1 8 日

（木）に引き続き審査を行うことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

○請願第1号「市道1-403号線、通称七曲り通りの通学路を使って松井小学校へ通学している児童の安全対策を願いたき件」

植竹委員長

請願第1号については、3月18日の常任委員会審査予備日の午前9時から全員協議会室において委員会を開催し、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として杉田まどか氏の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

また、当日の説明員について建設環境常任委員会の正副委員長と協議し、当委員会の所管外ではありますが、道路維持課の職員の出席を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、議長及び建設環境常任委員会委員長に道路維持課の職員の出席を求める旨の報告を行い、24日の正副委員長連絡協議会においてもその旨を報告します。

散 会 (午後3時40分)